

# 2018 JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ最終戦

## “平成最後の!?” UTAC TRIAL 2018 in FUJITEN

JAF 公認 スピード行事・クローズド競技会

### 特別規則書

- 第1条 大会名称  
JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ最終戦  
「“平成最後の!?” UTAC TRIAL 2018 in FUJITEN」
- 第2条 競技種目  
ダートトライアル競技(クローズド)
- 第3条 オーガナイザー  
東京大学運動会自動車部(UTAC)
- 第4条 開催日  
平成 30 年 10 月 7 日
- 第5条 開催場所  
ふじてんスノーリゾート駐車場特設コース  
山梨県都留郡鳴沢村字富士山 8 5 4 5 - 1
- 第6条 大会組織  
組織委員長 山下開(UTAC) 審査委員長 永山浩之(CMSC 神奈川)  
競技長 山下開(UTAC) コース委員長 相川壤(UTAC)  
計時委員長 小林森(UTAC) 技術委員長 小野田郁哉(UTAC)  
救急委員長 旭紘史(UTAC) 事務局長 山下開(UTAC)
- 第7条 参加車両・クラス区分  
JMR 神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書第二章及び第三章  
また天神山カップシリーズに準ずる  
それに加え学生クラスを設ける  
学生クラスに参加が認められる車両は、2018 年国内競技車両規則スピード車両規  
定に適合した PN・N・SA・B・~~SC~~・~~D~~車両とする。  
※非公認コースのため SC・D 車両は出走できません(9.30 訂正)
- 第8条 参加資格  
公安委員会発給の普通運転免許証異常を有する者  
なお JAF 発給の競技運転者許可証は所持する必要はない

第9条 参加申し込みの受付、締め切りおよび拒否

1. 参加申し込み先

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 2-55-11-402 山下 開 宛

TEL (携帯) 090-1970-2448

所定の申込用紙に必要事項を記入し、参加料を添えて大会事務局まで現金書留にて参加料を郵送すること。電話、FAX での申し込みは一切受け付けない。

2. 申込・受付期間及び受理

本大会の三週間前～10月4日(木)必着

開催直前の神奈川部会持ち込み分までを事前扱いとし、それ以降のエントリーに関しては当日扱いとする。

申し込み時点で受理扱いとし、受理書の送付は行わない。

3. 参加料

全クラス 11000 円

学生クラス 5500 円 \*申込時に学生証のコピーが必要

当日エントリー 13000 円 (すべて一律料金)

受理された段階で参加料の返還は行わない。

4. 共済保険

JMRC神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書第5章,第6条に準ずる。受付時に保険加入の証明書を提示すること。

本大会の2週間以上前であればエントリーと同時に保険料2000円をお支払いいただくことで2019年3月末まで有効なスポーツ安全保険に加入することが可能です。当日、証明書の提示が出来ない方は、当日のみ有効の保険に1500円で加入すること。

5. 受理及び拒否

JMRC神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書第5章第3条及び第4条に準ずる。

第10条 競技

JMRC神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書第10章に準ずるが、この限りではない。基本は2トライとするが、参加台数によって増減する場合がある。

出走本数の変更がある場合は、公式通知で発表する。

計時は光電管による自動計測で行うが、光電管のトラブルにより計測できなかった場合には再出走させる場合がある。また、光電管が復旧できない場合には、ストップウォッチを2個以上用いて計測し、平均値を記録とする。

なお計時に関する抗議は一切受け付けない。

第11条 コース

コースは当日発表する

第12条 賞典

原則として各クラス1～6位とするが参加台数によって変更する場合がある。

第13条 抗議

JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書第14章に準ずる。

第14条 公式通知

共通規則書並びに特別規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目及び指示事項は、公式通知または場内アナウンス(大会当日)によって示す。

公式通知に関する抗議は一切受け付けない。

第15条 タイムスケジュール

ゲートオープン	7:00
受付	7:30～8:30(当日エントリーは8:00までとする)
車検	7:30～8:30
コースオープン	8:00～8:50
ドライバーズブリーフィング	9:00～
競技開始	9:30～

第16条 競技会の延長及び中止または短縮

JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書第15章に準ずる。

第17条 付則

1. 本特別規則書に記載されていない事項については、神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書に準ずる。
2. 特別規則書並びに公式通知の解釈に疑問が生じた場合は大会審査委員会の決定を最終とする。
3. 本特別規則書の違反に対する刑罰は戒告、出場停止、失格とする。
4. 使用できるタイヤはJMRC 神奈川ダートトライアル部会承認済みのもののみとする。

第18条 シリーズポイント

1. 入賞者にはシリーズポイントを与える。
2. JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書第17章,第18章に準ずる。

JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書をご希望の方は、<http://jmrc-kanagawa-d.com/kisoku2018.pdf> からダウンロードするか、大会事務局までご連絡ください。